

日本司法支援センター職員研修の実施に関する覚書

法務省大臣官房司法法制部（以下「司法法制部」という。）と日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、支援センターに所属する■■■■■（以下「研修員」という。）を研修員とする支援センター職員研修（以下「研修」という。）の取扱いについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 研修の目的

研修は、司法法制部における総合法律支援行政に対する研修員の理解を深め、もって支援センターの組織の充実強化に資することを目的として実施することとする。

第2 基本的役割等

- 1 司法法制部は、研修員を、令和3年4月19日から令和3年12月28日までの間、司法法制部に受け入れ、研修を通じて必要な指導及び助言を行う。
- 2 支援センターは、研修員に対し、本覚書に定める事項を遵守させるとともに、円滑な研修を進めるために必要な支援等を行う。
- 3 司法法制部と支援センターは、研修の実施に当たり連携及び協力を行う。

第3 指導担当者、研修に係る費用負担等

- 1 研修時間は、原則として午前9時30分から午後6時までとし、正午から午後1時までを休憩時間とする。研修期間のうち、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日には研修を行わない。ただし、研修員の指導及び監督並びに研修員への助言等を行う指導担当者が必要と認めた場合には、上記時間外、上記曜日又は上記祝日においても研修を実施することができるものとする。この場合、指導担当者は、時間外研修時間等を支援センター本部宛てに連絡することとする。
- 2 司法法制部の指導担当者は、司法法制部長とする。
- 3 研修員の給与（俸給及び諸手当）は、支援センターが全額支給する。
- 4 研修員が出張した場合の旅費は、法務省がその定めるところにより研修員に支給する。
- 5 研修期間中における研修員の研修及び通勤に係る災害については、支援センターが認定及び補償事務を行うこととし、司法法制部は、支援センターの認定作業に伴う調査等に協力するものとする。

第4 研修期間中における遵守事項等

- 1 研修期間中、研修員は、国家公務員としての身分は保有しないが、国家公務員については、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等（国家公務員法第99条）に鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。
- 2 研修員は、研修期間中、午前9時30分までに指定された研修場所に登庁する。研修員は、研修に関して、指導担当者の指示に従うとともに、研修に専念する。ただし、研修に支障がない範囲で、指定された研修場所以外において行われる支援センターの業務に従事することができる。この場合、研修員は、事前に指導担当者に申し出て、あらかじめ了解を得ることとする。やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに指導担当者に連絡することとする。
- 3 研修員の有給休暇は、支援センターの職員として付与されている日数とし、当該有給休暇の有効期間内に限り使用できるものとする。研修員は、有給休暇を使用する場合には、事前に指導担当者に申し出て、あらかじめ了解を得ることとする。やむを得ず事前の申し出ができない場合は、事後、速やかに指導担当者に連絡することとする。
- 4 研修員は、支援センターの役員及び職員が、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされていること（総合法律支援法第27条）に鑑み、研修期間中に知ることのできた秘密を何人にも漏らしてはならない。研修期間終了後も同様とする。
- 5 支援センターは、研修期間中及び研修期間終了後、研修員が研修期間中に知ることのできた秘密を何人にも漏らさぬよう責任をもって指導・監督する。
- 6 研修員は、研修に先立ち、別添の誓約書を司法法制部長宛てに提出することとする。
- 7 司法法制部長は、研修員が本覚書に従わない場合その他研修を継続し難い事由が生じた場合は、研修を打ち切ることができる。この場合において、司法法制部長は、支援センター理事長に対し、速やかにその旨を通知する。

第5 研修員の賠償責任等

研修期間中又は研修期間終了後において、研修員の本覚書及び別添の誓約書に反する行為により司法法制部に損害を生じさせた場合、当該損害に係る最終的な責任は、支援センターが負うものとする。

第6 個人情報の目的外使用の禁止

司法法制部は、研修員の個人情報の管理について万全を期し、研修員の個人情報

を本人の同意なく第三者に提供しない。また、研修員の個人情報を研修以外の目的に使用しない。

第7 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、司法法制部と支援センターが協議した上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、司法法制部長及び支援センター理事長が署名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和3年 3 月 12 日

法務省大臣官房司法法制部長

金子



日本司法支援センター理事長

板東 久美

